

令和2年度

予算編成方針

厚木市

令和2年度厚木市予算編成方針

我が国の経済状況については、様々な経済政策や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の効果により、緩やかな景気回復が続いているが、その一方で、国際情勢や対外関係の動き、消費税率の引上げ、五輪終了後における需要の落ち込みなどに伴う税収入への影響が懸念される状況にある。

本市においても、少子高齢化の進展や公共施設の老朽化を背景に、社会保障経費や維持補修経費が年々増大しており、財政状況は決して楽観視できるものではないが、将来にわたって活力あるまちであり続けるために、都市基盤整備や企業誘致など、強い財政基盤の構築に向けた歩みを弛むことなく続けてきた。

こうした中、令和2年度は、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」がいよいよ最終年度を迎えることとなる。将来都市像「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市あつぎ」を実現するためには、全ての職員の英知と情熱を結集して、六つの重点プロジェクトを中心に、各施策を積極的かつ着実に実行していかなければならない。

また、職員一人一人が、今年度の市民満足度が全般的に低下しているということを重く受け止め、市民の皆様のニーズと各事業の課題を徹底的に把握・分析し、責任感と危機感を持って取り組む必要がある。

特に、「安心して安全に暮らせるまちづくり」については、市民満足度調査の結果において、最も重点的な取組が必要な項目となったことから、市民の皆様の大切な命と暮らしを守り抜く「安心・安全」につながる取組を引き続き積極的に推進することとする。

全ての事業は市民の皆様のために実行されるということを念頭に置きながら、合理的な根拠に基づいた政策運営を進め、職員一丸となって、「あつぎ元気プラン」の集大成に向けて取り組むとともに、一步先の未来を見据え、次期総合計画に確実につながるよう、令和2年度の予算編成方針を次のとおり定める。

令和元年10月9日

厚木市長
小林 常良

1 我が国の経済状況

我が国の経済状況については、内閣府の月例経済報告（令和元年9月）において、景気は、「輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とされており、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注視するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」との見解が示されている。

2 令和元年度の財政状況

令和元年度の財政状況については、歳入面では、市税収入において、家屋の新增築等により固定資産税や都市計画税の増収が想定されるが、普通交付税不交付団体である本市においては、内外の社会情勢の変動による税収の増減が予算に直接的かつ多大な影響を及ぼすことから、法人市民税の増減について留意する必要がある。

また、歳出面では、本年10月の消費税率引上げに伴う負担増のほか、少子高齢化の進展による社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う維持補修経費が年々増大している。

このような厳しい財政状況の中においても、将来を見据えたまちづくりのための都市基盤整備と強い財政基盤を構築するための積極的な投資を着実に進めているところである。

3 令和2年度の財政見通し及び取組姿勢

(1) 令和2年度の財政見通し

歳入面では、収入の根幹である市税のうち、法人市民税については、消費税率引上げと同時に実施された法人市民税の一部国税化※1による更なる税率引下げ（税率 9.7%→6.0%）によって大幅な減収が想定されるが、当該減収分の補てん措置として法人事業税交付金が創設される。

また、固定資産税や都市計画税については、家屋の新增築などが想定されることから、増収を想定している。

地方消費税交付金については、消費税率引上げに伴い、社会保障経費に充当する財源として、増収を想定しているものの、幼児教育の無償化※2に伴

用語解説

※1 法人市民税の一部国税化／都市と地方の税源の偏りを理由に、地方自治体の財源である法人住民税の一部を国税とし、これを地方の自治体間で分配するというもの ※2 幼児教育の無償化／国の「新しい経済政策パッケージ」や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料無償化が消費税率引上げ時の2019年10月1日から実施された

い令和元年度に創設された子ども・子育て支援臨時交付金が廃止となるなど、全体の差引きにより令和2年度の一般財源総額は前年度と比較して6億円の減収を想定している。

一方、歳出面では、少子高齢化の進展による社会保障経費（特別会計への繰出金を含む。）の更なる増大に加え、消費税率引上げに伴う負担増が想定されるほか、都市計画道路や土地区画整理事業などの都市基盤整備や公共施設の老朽化に伴う維持補修経費の増加などが想定されることから、引き続き、厳しい財政運営が求められるところである。

(2) 取組姿勢

市税の減収が想定される中、少子高齢化の進展による社会保障経費の増大や多様化する市民ニーズに誠実に対応していくためには、前例や固定観念に捉われることなく、職員一人一人が市の課題を自分ごととして捉え、解決するという気概を持って予算編成に取り組み、限られた資源（予算・人・時間）を効果的に活用することで、市民の皆様からお預かりした大切な財源を市民サービスに最大限還元していかなければならない。

財源の確保については、国や県の動向を把握し、補助金などの積極的な活用や受益者負担の見直しなど自ら財源を産み出す意識を持つとともに、引き続き、市税、各種保険料、使用料などの収納対策の強化に努めることとする。

市債については、将来を見据えたまちづくりを進めていく中で、今後予定されている大型プロジェクトを推進するに当たり、大幅な増加が想定される場所であるが、将来の財政負担を十分に考慮した上で、効果的に活用することとする。

公共施設の老朽化による更新や維持補修については、人口減少・少子高齢化に伴う利用形態の変化を踏まえ、コストバランスなどを十分に検証し、将来的な財政負担の平準化を考慮しながら、計画的に実施することとする。

また、働き方改革をより一層推進する観点からも、積極的な業務改善を行い、過度な業務量にならないよう考慮することとする。

なお、委託事業については、人に係るコストが増大する中、職員が担うべき事務と委託化に見合う効果（市民サービスの質の向上、業務の効率化やそれに伴う人件費相当のコスト削減など）をゼロベースで再検証することとする。

本市は、昭和 39 年以来 56 年間連続で普通交付税不交付団体となっている。今後においても、国の財源に頼ることのない自主・自立の財政運営を職員一丸となって行っていくこととする。

4 予算編成の基本的な考え方

(1) あつぎ元気プランの将来都市像の実現

令和 2 年度は、第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の計画期間最終年度となることから、基本構想に掲げる将来都市像「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市あつぎ」の実現に向け、計画の総仕上げとなる第 4 期実施計画を、全ての職員の英知と情熱を結集して力強く推し進め、新たな総合計画へ確実に橋渡しをする必要がある。

第 4 期実施計画の六つの重点プロジェクトである、「人口の将来展望を実現する地方創生の推進」、「誰もがいきいきと生活できる地域包括ケア社会の実現」、「将来にわたって活力あるまちであり続けるための都市基盤整備の推進」、「防災・減災対策の強化による安心・安全の推進」、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機としたレガシーの創出」、「中心市街地の魅力や利便性の向上」については、引き続き、将来を見据えた長期的な視点の下、関係部間での十分な協議と情報共有を図り、全庁的に取り組むこととする。

また、令和元年度市民満足度調査の結果において、満足度が全般的に低下したことを重く受け止め、職員一人一人が責任感と危機感を持って事業の見直しを図ることとする。特に、六つの重点プロジェクトの一つである「中心市街地の魅力や利便性の向上」については、「満足していない」と回答した市民の割合が依然として最も高かったという結果を十分に認識し、市民ニーズを捉えた効果的な施策を一層展開する必要がある。

さらに、「安心・安全」につながる取組については、次代を担う子どもたちを始め、市民の皆様命と暮らしを守り抜くため、引き続き積極的に推進することとする。市民満足度調査の結果では、「安心して安全に暮らせるまちづくり」が最も重点的な取組が必要な項目となっており、犯罪の抑止、事故の防止など、市民生活における安全の更なる向上を図るための施策や、子育て支援、教育環境など、市民の皆様「安心」を届ける事業については、重点プロジェクトと併せ優先的に予算措置するものとする。

なお、予算要求に際しては、改めて「あつぎ元気プラン」の各基本施策に

位置付ける事業について、施策評価、市民満足度調査、市民意識調査、外部評価の結果などから、これまで取り組んできた各施策の進捗状況や残された課題を徹底的に分析し、将来都市像を確実に実現するための予算編成に取り組むこととする。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すため、全ての事業において、国際目標であるSDGs※3（持続可能な開発目標）との関連性を認識し、積極的に推進するものとする。

(2) 事業の「選択と集中」と財源の確保

ア ゼロベースからの見直し

全ての事務事業について、既存事業の在り方そのものに目を向け、整理、統合、廃止等を行い、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド※4」を検討することとする。

その上で、事業の必要性、対象、単価、回数等をゼロベースから見直し、徹底した経費の削減を図り、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、限られた財源をより効果的かつ効率的に配分することに努めることとする。

イ サンセットの設定

新たな事業や拡充が予定されている事業については、優先順位を十分検討し、類似事業の見直しなどにより、財源を確保した上で予算要求することとし、事業の終期（サンセット※5）を必ず設定することとする。

ウ 財源の確保

歳入においては、国や県の動向を把握し、国庫補助金等の積極的な確保に努めるとともに、広告料収入や土地の貸付け、クラウドファンディング等、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこととする。

エ 公営企業会計

公営企業については、一般会計に依存することなく、独立採算を基本として事業を計画することとする。

(3) 行政改革の更なる推進

行政改革については、これまでも継続して取り組んでいるところであるが、令和2年度は、第6次行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」の最終年度となることから、重点目標に掲げる「強い組織をつくる」、「強い財政をつ

用語解説

※3 SDGs／2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている ※4 スクラップ・アンド・ビルド／経費の肥大化を防ぐため、既存事業の見直し・廃止によって新規・拡充事業に必要な財源を確保すること ※5 サンセット／予算や事業にあらかじめ目的達成までの期限を設け、その期限を経過したら自動的に廃止すること

くる」、「市民とともに公共サービスを向上させる」の実現に向け、全職員一丸となって取組を推進することとする。

特に、民間活力の活用による自治体経営の効率化を図ることを目的に、「市民サービスの向上」、「効率的な業務の遂行」、「人的資源の最適化」の視点から取り組んできた、窓口等の委託化や指定管理者による施設運営については、引き続き継続するとともに、公共施設の整備等に当たっては、P P P / P F I 手法を積極的に検討することとする。

また、人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次世代へと引き継ぐため、小・中学校や公民館などの公共施設を市民共有の財産として捉え、今後の対応策を検討するほか、ふるさと納税や広告掲載事業の推進などによる特定財源の確保に積極的に取り組むこととする。

さらに、これまで外部評価の対象となった事業については、外部評価委員の意見を踏まえ、評価結果に基づく見直しを行った上で、予算編成を行うこととする。

(4) 予算の編成方式

ア 査定方式

令和2年度の予算編成では、総合計画事業については、再度ゼロベースで事業費の精査をして、見積もることとし、「一件査定※6」とする。

経常経費事業及びその他事業については、限られた財源の中で各部等の創意工夫や主体的な判断により予算編成をできるように、一般財源の「部等別枠配分方式※7」による予算編成とする。

イ 市債事業の精査

市債を活用して実施する事業については、将来負担なども考慮する必要があることから、査定方式にかかわらず、市債額全体の調整を行うこととする。

ウ 概算要求の状況

8月に集計した概算要求の結果については、財政推計との間に大きな乖離があることから、第4期実施計画事業に必要な財源を確保しつつ、社会保障経費等の増大に対応するためには、既存事業の徹底的な見直しが不可欠であることから、各部等長のリーダーシップとマネジメントの下でこれまでの事業の成果を検証し、事業の優先順位を見極めるとともに

用語解説

※6 一件査定／限られた財源から真に必要な事業に予算を配当するため、ゼロベースで事務事業を1件ごとに査定する予算編成方式 ※7 部等別枠配分方式／あらかじめ一般財源のシーリング(限度額)を提示し、各部等の主体的な判断により予算を編成する方式

に、積極的な経費の見直しを実施し、予算編成に臨むこととする。

エ 最小限の経費の見積り

予算要求に当たっては、平成 30 年度の決算内容の分析を十分に行い、不用額の状況等を検証するとともに、令和元年度の執行状況、コストバランス、事業費には表れない人件費に相当するコスト、他市の状況なども踏まえ、真に必要とされる最小限の経費を見積もることとする。

(5) 予算編成要領に基づく編成

ア 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ、本市の財政状況を十分に認識し、予算編成を行うこととする。

イ 庁内横断的連携の必要性

効率的・効果的な事業執行を推進するため、歳出事業にとどまらず、歳入事業にあっても、庁内の横断的な連携を図る必要がある。このため、各部政策調整会議等で幅広く検討の上、特定財源の確保や経費の削減などに努め、予算編成を行うこととする。